労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正

する法律(案)

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一 部改正)

第一条 法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

目次中「 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置」を「派遣労働者の保護等に関する措置」 に改 め

ಠ್ಠ

第一条中「 の 就業に関する条件の整備等を図り」 を「を保護するための措置等を講じ」 に改め

第二条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分)

第二条の二 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として

働者派遣事業を行う事業主に該当するものとする。 行う事業主が当該業務に単に当該労働者の肉体的な労働力を提供する者であるときは、 当該事業主は労

2 前項に定めるもの のほか、 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関し必要な事項 は

労働省令で定める。

第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (大 定を除く。) により、 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規 第六条第一号中「規定で」を「規定 (次号に規定する規定を除く。) 若しくは刑法 (明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、 で に 「により」を「若 . は 暴

2

とし、 正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、」に改め、 中「前三号」 第一号の次に次の一号を加える。 を「前各号」 に改め、 同号を同条第五号とし、 同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号 同条第五号を同条第六号とし、 同条第四号

法律第七十三号) 第六十八条若しくは第七十条、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十七条若しくは第九十一条、 船員保険法(昭和十四年

四年法律第八十四号) 第四十六条前段若しくは第四十八条第一項 (同法第四十六条前段の規定に係る 法第八十三条の規定に係る部分に限る。) の規定により罰金の刑に処せられ、 部分に限る。) 又は雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号) 第八十三条若しく 係る部分に限る。)、 は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百二条第一項、 第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。 一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和四十 第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条(同法第百八十二条第 第百四条 (同法第百二条第一項の規定に その執行を終わり、 は第八十六条 \prec 厚生年 一同 又

第十条第五項及び第十一条第二項中「第三号」 を「第四号」 に改める。

3

第十四条第一 に改め 項第一号中「第三号」を「第四号」 に改め、 同項第二号中「第三章第四節」 を「次章第四

項中「 第二十一条第 第三章第四節」 項中 を「次章第四節」 「(第三号」 を「(第四号」 に改める。 に \neg 同条第三号」 を「 同条第四号」 に改め、 同条第二

を「 第二十四条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」 に改める。 の整備等に関する法律

第二十四条の二の次に次の二条を加える。

(労働者派遣の受入れの制限)

第二十四条の三 が終了した労働者が従事していた業務について、 した場合には、 当該事業主は、 事業主の都合により当該事業主と当該事業主が常時雇用する労働者との雇用関係が終了 当該雇用関係が終了した日の翌日から起算して一年間は、 労働者派遣の役務の提供を受けてはならない 当該雇用関係

(秘密を守る義務等)

第二十四条の四 用人その他の従業者でなくなつた後においても、 上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。 派遣元事業主及びその代理人、 使用人その他の従業者は、 同様とする。 派遣元事業主及びその代理人、 正当な理由がなく、 その業務

2 得た個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合 派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、 その業務に関 1)

理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、 他労働省令で定める者に関する情報を、 することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) みだりに他人に知らせてはならない。 同様とする。 をいう。 派遣元事業主及びその代 以下同じ。) その

置」に改める。 第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置」を「第三章 派遣労働者の保護等に関する措

第二十六条に次の一項を加える。

5 当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事することとなる業務に係る当該者の事業所における賃金水準に 関する事項であつて労働省令で定めるものを通知しなければならない。 該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後第四十条の六の規定に抵触することとなる最初 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、 項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、 あらかじめ、 当該派遣元事業主に対し、 の日及び 当 第

5

第三十条の次に次の一条を加える。

(労働組合を組織する機会の確保)

第三十条の二 組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)その他の法令に触れない範囲内で、 努めなけ ればならない。 派遣元事業主は、 その雇用する派遣労働者が労働組合を組織する機会の確保に関 必要な配慮をするように 労働

第三十三条の次に次の二条を加える。

(個人情報の収集の制限等)

第三十三条の二 外の情報を収集してはならない。 者の有する技能、 限りでない。 派遣元事業主は、 職業経験等その業務の目的の達成のために必要な情報として労働省令で定める情報以 ただし、 労働者派遣に関し、 本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合は、 労働者の個人情報を収集する場合には、 当該労働 この 6

- 2 つては、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。 派遣元事業主は、 ある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 労働者派遣に関し、 その収集した労働者の個人情報を保管し、 ただし、 又は使用するに当た 本人の同意
- 3 派遣元事業主は、 労働者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の開示請求等)

第三十三条の三 ることができない方式で作られた記録をいう。) (以下単に「文書等」という。) の開示を請求すること 情報を記録した文書、 遣労働者等」という。) は、当該派遣労働者等の個人情報を保管する派遣元事業主に対し、 ができる。 派遣労働者、派遣労働者であつた者その他労働省令で定める者(以下この条において「派 図画及び電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識す 自己の個人

- により、 派遣元事業主は、 当該請求に係る文書等を開示しなければならない。 前項の請求があつたときは、 当該請求をした者に対し、 閲覧、 写しの交付等の方法 7
- 3 ときは、 派遣労働者等は、 当該派遣元事業主に対し、 派遣元事業主が保管する当該派遣労働者等の個人情報について誤りがあると認 当該個人情報の訂正、 追加又は削除を請求することができる。
- 4 めるときは、 派遣元事業主は、 当該請求の内容に応じて必要な措置をとらなければならない。 前項の請求があつたときは、 必要な調査を行い、 その請求の内容が事実であると認

第三十四条中 労働省令で定めるところにより」を削り、 「明示しなければならない」 を 明らかに

した書面を交付しなければならない」 に改め、 同条の次に次の二条を加える。

(派遣労働者の賃金)

第三十四条の二 勘案しなければならない 遣先の事業所において当該派遣労働者が従事することとなる業務に係る当該事業所における賃金水準を 派遣元事業主は、 その雇用する派遣労働者に支払う賃金の額を定めるに当たつては、

(有給休暇の取得)

第三十四条の三 令の定めるところにより適正に有給休暇を取得することができるようにしなければならない 措置を講ずること等により、 派遣元事業主は、 当該派遣労働者が労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) その他の法 その雇用する派遣労働者の就業の実態を的確に把握するために必要な

8

う。)」を加え、 格の有無その他これらの法律の規定による被保険者の資格に関する事項で労働省令で定めるものをい 被保険者の資格、 第三十五条中「氏名」 同条の次に次の四条を加える。 厚生年金保険法の規定による被保険者の資格及び雇用保険法の規定による被保険者の資 の下に「、社会保険等の被保険者の資格に関する事項(健康保険法の規定による

(同一の派遣先への労働者派遣の禁止)

第三十五条の二 者が六十歳以上の者で労働省令で定めるものである場合は、 遣先に派遣してはならない。 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者のうち、二分の一以上の者を同時に同一 ただし、 当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、十分の三以上の この限りでない。 の派

(労働者派遣の期間)

第三十五条の三 労働者派遣を行つてはならない。 ば第四十条の六の規定に抵触することとなる場合には、 派遣元事業主は、 派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたなら 当該抵触することとなる最初の日以降継続して

9

(労働契約の解除の制限)

第三十五条の四 労働者派遣に係る派遣労働者の責めに帰すべき事由以外の事由により解除された場合には、 由とし Ţ 当該派遣労働者と締結した労働契約を解除してはならない。 派遣元事業主は、 労働者派遣契約の契約期間が満了する前に当該労働者派遣契約が当該

(新たな派遣就業の機会の確保)

第三十五条の五 係る就業をすることを希望するときは、 ばならない。 派遣元事業主は、 前条に規定する場合において、 当該希望に応じた新たな就業の機会を確保するように努めなけ 当該派遣労働者が新たな労働者派遣に

に改める。 第三十六条中「 第三号」を「第四号」 に改め、 同条第一号中「 前二条」 を「 第三十四条、 第三十五条」

なければならない」 遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与等」 ために」 第四十条の見出し中「 を「ようにするため、 を「講じなければならない」 確保」 を「確保等」 適切な就業環境の維持、 に改め、 に改め、 同条第二項中「 診療所、 同条の次に次の八条を加える 給食施設等の施設であつて現に当該派 適正」 の下に「 に、「講ずるように努め かつ円滑」 を加え、

10

(事前面接の禁止)

第四十条の二 る派遣労働者に面接してはならない。 派遣先は、 労働者派遣の役務の提供を受けるに当たり、 あらかじめ、 当該労働者派遣に係

(書面の交付を受けていない派遣労働者等の受入れの禁止)

11

第四十条の三 者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。 派遣先は、 派遣元事業主から第三十四条の規定による書面の交付を受けていない派遣労働

2 供を受けてはならない の資格の取得に関する報告又は届出をしていないときは、 第八条、厚生年金保険法第二十七条又は雇用保険法第七条その他の法令の規定により行うべき被保険者 被保険者の資格又は雇用保険法の規定による被保険者の資格を有する派遣労働者に関して、 派遣先は、 派遣元事業主が、 健康保険法の規定による被保険者の資格、 当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提 厚生年金保険法の規定による 健康保険法

(性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上及び指揮命令上の配慮)

第四十条の四 受け、 用管理上及び指揮命令上必要な配慮をしなければならない 働させる女性である派遣労働者の対応により当該女性である派遣労働者がその就業条件につき不利益を 又は当該性的な言動により当該女性である派遣労働者の就業環境が害されることのない 派遣先は、 当該派遣先の職場において行われる性的な言動に対するその指揮命令の下に労 雇

(派遣先との団体交渉)

第四十条の五 違反することのないように誠実に応対しなければならない することができるもの等について団体交渉の申入れがあつたときは、 当該派遣就業に係る労働条件であつて、 派遣先は、 その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が組合員となつている労働組合の代 当該派遣先が現実的かつ具体的に支配し、 労働組合法その他の法令の規定に 及び決定

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の六 派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務を除く。 業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたる能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資 雇用形態等の特殊性により特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であつて、 派遣先は、 当該派遣先の事業所ごとの同一の業務 (その業務に従事する労働者につい)について 当該 て就

12

派遣労働者の雇用等)

第四十条の七 る数の株式を有する株式会社又は資本の総額の二分の一を超える額に相当する出資口数を有する有限会 派遣先が、子会社である派遣元事業主(当該派遣先が発行済株式の総数の二分の一を超え

期間の定めのない労働契約を締結したものとみなす。 を当該派遣先に申し出た者に限る。) とは、 者派遣の役務の提供を受けた場合には、 が終了した後において当該子会社である派遣元事業主に派遣労働者として雇用されている者に係る労働 働者であつて六十歳以上の定年その他労働省令で定める事由以外の事由により当該派遣先との雇用関係 社である派遣元事業主をいう。 就業をした日から起算して七日以内に、 以下この条において同じ。)から、 労働省令で定めるところにより、 当該派遣先と当該派遣労働者 (当該派遣先のために初めて派遣 労働省令で定めるところにより、 当該派遣先に常時雇用され 当該派遣先に雇用されること 当該申出があつた日に て l1 た労

2 申出があつた日に、 前項 の申出があつたときは、 終了したものとみなす。 当該子会社である派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、 当該

3 該子会社である派遣元事業主に通知しなければならな 派遣先は、 第一項 の申出を受けたときは、 労働省令で定めるところにより、 当該申出を受けた旨を当

第四十条の る派遣労働者に面接した場合(当該派遣先が当該派遣労働者との面接を要求した場合その他労働省令で 派遣先が、 労働者派遣の役務の提供を受けるに当たり、 あらか じ め 当該労働者派

働省令で定めるところにより、 令で定めるところによ 遣先と当該派遣労働者 定める場合に限る。) におい ıΣ (当該派遣先のために初めて派遣就業をした日から起算して七日以 当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。 て当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けたときは、 当該申出があつた日に、 期間の定めのな い労働契約を締結したものとみ 内に、 とは、 当該派

2 日に、 前項の申出があつたときは、 終了したものとみなす。 当該派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、 当該申出があつた

14

3 該派遣元事業主に通知しなければならない 派遣先は、 第一項の申出を受けたときは、 労働省令で定めるところにより、 当該申出を受けた旨を当

第四十条の ころにより、 の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、 して一年間派遣就業をした派遣労働者(当該一年間が経過した日の前日までに、 九 当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。) とは、 派遣先が、 当該派遣先の同一の事業所において派遣元事業主から継続し 当該派遣先と当該事業所において継 労働省令で定めると て一年を超えて同 労働省令で定め

るところにより、 当該一年間が経過した日に、 期間の定めのない労働契約を締結したものとみなす。

- 2 前項の申出があつたときは、 終了したものとみなす。 当該派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、 当該一年間が経過
- 3 該派遣元事業主に通知しなければならない 派遣先は、 第一項の申出を受けたときは、 労働省令で定めるところにより、 当該申出を受けた旨を当

第四十三条中「第三十九条」 の下に「及び第四十条の三第一項」 を加える。

15

で、 の四まで」 条の二第一 第四十四条第一項中「(昭和二十二年法律第四十九号)」 第三十八条の二」 項 に、こ 第三十二条の三、 第三十三条から第三十五条まで、 に改め、 同項後段を次のように改める。 第三十二条の四第一項から第三項まで」 第三十六条第一項」を「第三十三条から第三十六条ま を削り、 同条第二項中「第三十二条、 を「第三十二条から第三十二条 第三十二

0 という。) 第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者 (以下単に「 は この場合において、 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「 同法第三十二条の二第一項中「 就業規則その他これに準ずるも 派遣元の使用者」 のにより」 という。) 労働者派遣法」 が就業 とある

者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」とする。 より、」 規則その他これに準ずるものにより」 とあるのは「 は た労働者であつて、 派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」 Ļ 当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一 同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずる Ļ 項に規定する労働 とした労働者 ものに

らい める。 遣元の事業の事業場)」 派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「 の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項」 第四十四条第五項中 第二十六条第一項に規定する派遣就業にあつては、 ح 同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場 を削り、「労働者派遣法第四十四条第一項」 労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派 を「労働者派遣事業の適正な運営 労働者派遣法」 (労働· に改 ع

16

項 の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」 第四十五条第一項から第四項まで、 第六項、 第十二項及び第十三項並びに第四十七条第一項及び第二項中「労働者派遣事業の適正な運営 第八項、 第九項、 第十五項及び第十六項、 を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 第四十六条第一 項 第三

遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

九条の五、第四十九条の六第一項、第五十条及び第五十一条第一項」に改める。 第四十八条第一項中「第五十条及び第五十一条」を「第四十九条の三、 第四十九条の四第一項、 第四十

項、 第四十九条の二第一項中「又は第二十四条の二」を「、第二十四条の二、第二十四条の三、 第四十条の三又は第四十条の六」に改め、 同条の次に次の四条を加える。 第四十条第

(公共職業安定所長及び職業安定監督官)

第四十九条の三 施行に関する事務をつかさどる。 公共職業安定所長及び職業安定監督官は、 労働省令で定めるところにより、 この法律の 17

(職業安定監督官の権限)

第四十九条の四 行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、 関係者に質問. 職業安定監督官は、 又は帳簿、 書類その他の物件を検査することができる。 この法律を施行するために必要な限度にお いて、 労働者派遣事業を

2 前項の規定により立入検査をする職業安定監督官は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示

しなければならない。

第四十九条の五 3 法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。 第一項の規定による立入検査の権限は、 職業安定監督官は、 この法律の規定に違反する罪につい 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな て 刑事訴訟法 (昭和二十三年

(派遣労働者等の申告)

第四十九条の六 基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、 大臣、 公共職業安定所長又は職業安定監督官に申告することができる。 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに 派遣労働者その他の労働者は、 その事実を労 18

2 ζ 労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者は、 派遣労働者その他の労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 前項の申告をしたことを理由と

労働者」を加え、「報告させる」を「報告させ、又は出頭を命ずる」 職業安定監督官」を加え、「及び当該事業主」を「、 第五十条の見出しを「(報告及び出頭)」に改め、 同条中「労働大臣」の下に「、 当該事業主」に改め、「受ける者」の下に「又は派遣 に改める。 公共職業安定所長又は

業安定所長」 第五十一条の見出しを「(労働大臣等の権限)」 を加え、 同条第三項を削り、 同条第二項を次のように改める。 に改め、 同条第一項中「労働大臣」 の下に「又は公共職

2 第四十九条の四第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による立入検査について準用す

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

(相談及び援助)

第五十二条 公共職業安定所は、 派遣就業に関する事項について、 労働者等の相談に応じ、 及び必要な助

言その他の援助を行うことができる。

(労働者派遣事業適正運営協力員)

第五十三条 な知識経験を有する者のうちから、 労働大臣は、 社会的信望があり、 労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができる。 かつ、 労働者派遣事業の運営及び派遣就業につい て専門的

2 Ų 施策に協力し 労働者派遣事業適正運営協力員は、 及びこれらの者に対する専門的な助言を行う。 ζ 労働者派遣をする事業主、 労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に関する 労働者派遣の役務の提供を受ける者、 労働者等の相談に応

- 3 労働者派遣事業適正運営協力員は、 を他に漏らし てはならない。 労働者派遣事業適正運営協力員でなくなつた後にお 正当な理由がある場合でなければ、 その職務に関して知り得た秘 いても、 同様とする。
- 4 労働者派遣事業適正運営協力員は、 その職務に関して、 国から報酬を受けない。
- 5 支給を受けることができる。 労働者派遣事業適正運営協力員は、 予算の範囲内において、 その職務を遂行するために要する費用 **ത**

第五十九条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第六十条第四号中「第二十二条」の下に「又は第四十九条の六第二項」 を加える。

20

十五条、 「した」 第六十一条第三号中「第三十四条から第三十七条まで」 を「し、 第三十六条、 又は出頭しなかつた」 第三十七条」に改め、 に改め、 同条第五号を削り、 同号を同条第五号とし、 を「第二十四条の四第一項、 同条第四号中「又は」 同条第三号の次に次の一号を加 を「若しくは」 第三十四条、 第三

第四十九条の四第一項又は第五十一条第一 は忌避し、 又は質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の陳述をした者 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、 若し

える。

19

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) の一部を次のように改正

目次中「・第十一条の四」を削る。

者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の四」 に関する法律第十一条の四第二号に掲げる労働省令で定める場合において労働者派遣を行うときにおける の安定等に関する法律第十一条の四」 の六第一項、 護等に関する法律」 遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保 「第五十条及び第五十一条」 第十一条の三の前の見出しを削り、 の四 を削り、 第五十条及び第五十一条第一項」 に改め、 同表第二十一条第二項の項中「第三章第四節」 同条の表第十四条第一項第二号の項中「第三章第四節」を「次章第四節」に、 を「第四十九条の三、第四十九条の四第一項、 を削り、 同条の表以外の部分中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 に改め、「、 同表第二十六条第二 を削り、 同表第二十五条の項中「 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十 |項の項中「 を「次章第四節」 第四十九条の五、 高年齢者等の雇用の安定等 及び高年齢者等の雇用 に改め、「、 第四十九条 高年齢

21

行を損なわないと認められるものとして労働省令で定める業務をいう。 当該労働者派遣に係る業務」 の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣 を「特定業務 (同項の適用対象業務に相当する業務以外の業務であつて、 以下同じ。 \succeq に改め、 同表第二十

六条第二項の項の次に次のように加える。

項、第三十五条の第二十六条第五	第四十条の六	読替え後のこの法律第四十条の六
Ξ		
第四十条の六	一年	一年(特定業務について労働者派遣が行
		われる場合にあつては、労働省令で定め
		る期間)

第一項、 中「 を削 齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の四の規定」 第十一 第五十条」 ij 同表第四十八条第一項の項中「第五十条及び第五十一条」 条の三の表第四十一条第一号イの項中「、 第四十九条の五、 を「第四十九条の三、 第四十九条の六第一項、 第四十九条の四第一項、 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の四」 第五十条及び第五十一条第一項」 を削り、 第四十九条の五、 を「第四十九条の三、 同表第五十条、 第四十九条の六第一項 第五十一条第一項の項 に改め、 第四十九条の四 「及び高年

五十五条の項中「又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の四」を削る。 第五十条」 に改め、「及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の四の規定」 を削り、 同表第

第十一条の四を削る。

(育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第三条 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六

号)の一部を次のように改正する。

る休業並びに育児休業」に改める。 第四十五条第一項中「をして育児休業」を「をして労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定によ

23

る休業並びに育児休業」 第四十六条の二の表以外の部分中「育児休業」を「労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定によ に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

条の表第十四条第一項第二号の項中「 を「第四十九条の三、 第四十九条の四第一項、 第三章第四節」 第四十九条の五、 を「次章第四節」 第四十九条の六第一項、 に、「第五十条及び第五十一条」 第五十条及び第

を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

に改め、

同

同表第二十一条第二項の項中「第三章第四節」

を「次章第四節」

に改め、

同表

第二十六条第三項の項の次に次のように加える。

五十一条第一項」

に改め、

第三十五条の三				第二十六条第五項
第四十条の六	該労働者派遣	抵触することとなる最初の日及び当	される日以後第四十条の六の規定に	当該労働者派遣の役務の提供が開始
読替え後のこの法律第四十条の六				当該労働者派遣

第四十六条の二の表第三十七条第一 項第七号、 第四十二条第一項第六号の項及び第三十九条の項中「 第

る 四十六条の三第一項各号」 を「第四十六条の三各号」 に改め、 同表第三十九条の項の次に次のように加え

	すると認められる雇用慣行を損なわ	
	有効な発揮及びその雇用の安定に資	
	の職業生活の全期間にわたる能力の	
	当該業務に係る労働者派遣が労働者	
	があると認められる業務であつて、	
	性により特別の雇用管理を行う必要	
	ついて就業形態、雇用形態等の特殊	
業務	業務 (その業務に従事する労働者に	第四十条の六

第四十条の六	
年	定める業務を除く。)
に掲げる期間育児・介護休業法第四十六条の三第二号	

規定による休業並びに育児休業」 九条の四第一項、 第四十六条の三第一項第一号及び第二号中「育児休業」を「労働基準法第六十五条第一項及び第二項の 第四十六条の二の表第四十八条第一項の項中「第五十条及び第五十一条」 第四十九条の五、第四十九条の六第一項、 に改め、 同条第二項を削る。 第五十条及び第五十一条第一項」に改める。 を「第四十九条の三、 第四十

附則

(施行期日)

第一条 確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十九条の二を改め、 正規定(同条の次に四条を加える部分に限る。)、 この法律は、 平成十二年一月一日から施行する。 同法第五十条の改正規定、 ただし、 第一条中労働者派遣事業の適正な運営の 同法第五十一条の改正規定及 同条の次に四条を加える改

和二十四年法律第百六十二号) び同法第六十一条の改正規定(同条第三号の改正規定を除く。)並びに附則第十二条中労働省設置法(昭 の施行の日から施行する。 第五条の改正規定は、 職業安定法等の一 部を改正する法律 (平成十一年法

経過措置) (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴う

む。) 法 律 び派遣労働者の保護等に関する法律 (以下「新労働者派遣法」という。) 第十四条第一項の規定による当 労働者の就業条件の整備等に関する法律 (以下「旧労働者派遣法」という。) 第五条第一項 (第二条の規 該許可の取消し又は同条第二項の規定による一般労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関し 三又は第三条の規定による改正前の育児休業、 定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (以下「旧高年齢者法」という。) 第十一条の (以下「旧育児・介護休業法」 の許可を受けている者に対する第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及 この法律の 施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 という。) 第四十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

26

ては、 この法律の施行前に生じた事由については、 なお従前の例による。

- に生じた事由については、 第二項の規定による特定労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、 いる者に対する新労働者派遣法第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令又は同条 護休業法第四十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届出書を提出して この法律の施行の際に旧労働者派遣法第十六条第一項(旧高年齢者法第十一条の三又は旧育児・介 なお従前の例による。 この法律の施行前
- 第四条 働者との雇用関係が終了する場合について適用する。 新労働者派遣法第二十四条の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」 という。) 以後労

27

第五条 規定は、 福祉に関する法律第四十六条の二において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、 律第十一条の三及び第三条の規定による改正後の育児休業、 新労働者派遣法第四十条の六(第二条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法 新労働者派遣法第三十四条、 施行日以後締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣が行われる場合について適用する。 第三十五条、 第四十条の三及び第四十条の七から第四十条の九まで 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 施行日以後労働 の

われる日から起算して一年」とする。 十一年法律第 者派遣契約を締結する者について適用する。 の役務の提供を受けているときは、 の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の の施行の日以後締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供が行 新労働者派遣法第四十条の六中「 この場合において、 当該者が施行日前から継続して労働者派 年 とあるの 部を改正する法律 ば、「 労働者派遣 (平成

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定める。

28

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(検討)

第九条 況その他の新労働者派遣法の施行状況等を総合的に勘案し、 第四号に規定する一般労働者派遣事業をいう。)の在り方について、 政府は、 この法律の施行後三年を経過した場合にお 11 Ţ 般労働者派遣事業 (新労働者派遣法第二条 派遣労働者の保護に関する制度の実施状 その廃止を含め検討し、 その結果に

基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(港湾労働法の一部改正)

港湾労働法 (昭和六十三年法律第四十号) の一部を次のように改正する。

関する法律」 「第五項まで、 第十五条中「第二十四条」 第十二条第二項第三号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。 第三十四条の二、第三十五条の二から第三十五条の五まで、第四十条の六、第四十条の七」 の下に「、 第二十四条の三及び第二十四条の四」を加え、「 第四項まで」を

29

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

に改める

第十一条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法 (平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正す

る

条第一項の規定にあっては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す 第七条中「 第三十二条の二第一項、 第三十二条の三、 第三十二条の四第一項及び第二項並 びに第三十六

和六十年法律第八十八号)第四十四条第五項」 法第四十四条第五項」 る法律 (昭和六十年法律第八十八号。 の 規定により読み替えて適用する場合を、 を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 以下この条において「労働者派遣法」 労働基準法第三十八条の二第二項及び」 に改める。 という。) 第四十四条第二項 を削り、「 労働者派遣 (昭

(労働省設置法の一部改正)

第十二条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」 第四条第五十一号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する に改める

30

第五条第四十九号の三中「及び当該事業主」 を「、 当該事業主」 に改め、「受ける者」の下に「又は派

を加え、「を求める」を「又は出頭することを要求する」に改める。

(労働基準法等の一部改正)

遣労働者」

等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備 に改め

- 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第九十八条第二項
- 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第一項第四号
- Ξ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四条第一項

第 二 号

兀 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三

十一号)第八条第一項

- 五 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) 別表第一第二十号の十二
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)別表第二十八号

理 由

督、労働大臣等に申告をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等の措置を講ずる等の必要がある。これが、 期間は一年を超えてはならないこととするほか、派遣労働者の個人情報の保護、 働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、 この法律案を提出する理由である。 遣先による事前面接の禁止、一定の場合の派遣先による派遣労働者の直接雇用、 最近における労働者派遣の実情等にかんがみ、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図るとともに派遣労 適用対象業務について労働者派遣の役務の提供を受ける 職業安定監督官等による監 労働契約の解除の制限、派